

令和5年矢板市議会定例会

第388回定例会議

報告事項説明書

令和5年6月

矢 板 市

報 告 事 項 説 明 書

令和5年矢板市議会定例会第388回定例会議に報告いたします事項について、御説明申し上げます。

報告第1号 市長の専決処分事項報告については、令和4年12月20日、栃木県矢板市末広町26番1の駐車場において発生した車両事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を53,099円と定め和解したことについて、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 粋)

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

報告第2号 令和4年度矢板市一般会計継続費繰越計算書の報告については、継続費を設定した体育施設整備事業に係る逡次繰越であり、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 粋)

(継続費)

第212条 普通地方公共団体の経費をもつて支弁する事件でその履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができる。

2 前項の規定により支出することができる経費は、これを継続費という。

参 考 地方自治法施行令（抜粋）

（継続費）

第145条 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終わらなかつたものは、当該継続費の継続年度の終わりまで繰り越して使用することができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、翌年度の5月31日までに継続費繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

以下省略

報告第3号 令和4年度矢板市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、令和4年度において、繰越明許費の取扱いをした健康増進事業、健康マイレージ事業、土地改良管理事業、森林経営管理事業、スポーツツーリズム推進事業、都市再生整備計画事業、道路新設改良事業（安沢地区）、道路新設改良事業（市内全域）、橋りょう維持事業及びわかば通り整備事業について、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地方自治法（抜粋）

（繰越明許費）

第213条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

参 考 地方自治法施行令（抜粋）

（繰越明許費）

第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額

を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

以下省略

報告第4号 令和4年度矢板市水道事業会計予算繰越計算書の報告については、資本的支出の建設改良費における第二農場低区配水池敷地造成工事及び国道4号横断配水管緊急漏水補修工事に係る経費を令和5年度に繰り越したことについて、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地方公営企業法（抜粋）

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

- 2 省略

- 3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

報告第5号 令和4年度矢板市下水道事業会計予算繰越計算書の報告については、資本的支出の建設改良費における矢板市公共下水道矢板市水処理センターの建設工事委託に関する協定に係る経費を令和5年度に繰り越したことについて、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地方公営企業法（抜粋） 省略

報告第6号 公益財団法人矢板市農業公社の経営状況説明書の提出については、公益財団法人矢板市農業公社が、農業の振興と地域の活性化に寄与することを目的として実施する農地流動化に関する事業をはじめ、農業構造の改善に資するための事業に係る令和4年度の事業報告及び収支決算等の経営状況並びに令和5年度の事業計画、収支予算及びそれらを説明する書類について、法の定めるところにより提出するものであります。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 粋)

(財政状況の公表等)

第243条の3 第1項省略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

以下省略